

○国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程

〔平成24年12月20日〕
〔法人規程第65号〕

改正 平成27年法人規程第16号

平成30年法人規程第30号

国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第93条の2第3項及び国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第92条の2第3項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）に勤務する大学教員のサバティカル制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 サバティカル制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、サバティカル制度の実施により、教育又は研究業績に顕著な効果が期待できると系長又は教育研究施設（国立大学法人筑波大学組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成16年法人規程第1号）第37条に規定するものに限る。以下同じ。）の長が認めた者で、かつサバティカル制度の期間終了後1年以上の在職が見込まれる者とする。ただし、サバティカル制度を実施しようとする期間において国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第8号）第24条及び国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号）第24条に規定する管理職手当の支給を受けている者、系及び教育研究施設に所属しない大学教員並びに任期付き大学教員（国立大学法人筑波大学大学教員の任期に関する規程（平成16年法人規程第4号）及び国立大学法人筑波大学大学教員のテニュア・トラック制に関する規程（平成19年法人規程第8号）の適用を受ける大学教員を除く。）を除く。

- (1) 本学の大学教員として、サバティカル制度を実施する日の属する年度の前年度の末日までに6年以上継続して勤務した者又は勤務することが見込まれる者。ただし、サバティカル制度を実施する年度の4月1日における年齢が満35歳以下の者にあつては、3年以上とする。
 - (2) 教育又は研究上極めて顕著な業績を有する者として系長又は教育研究施設の長が認めた者
 - (3) 第1号の規定は、本部等職員就業規則第64条に規定する給与が基本年俸である職員又は附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基本年俸である職員には適用しない。
- 2 前項の規定によりサバティカル制度を実施した者にあつては、直前のサバティカル制度の実施が終了した日の翌日から起算して、本学の大学教員として6年以上継続して勤務した場合には、再度のサバティカル制度の資格要件を有するものとする。
- 3 前2項の継続して勤務した期間の計算においては、次の各号に掲げる期間を除くものとする。

- (1) 本部等就業規則第19条及び附属病院就業規則第19条に定める休職の期間
- (2) 本部等就業規則第31条から第33条まで及び附属病院就業規則第31条から第33条までに定める休業の期間
- (3) 国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条に定める派遣の期間

（期間及び勤務場所）

第3条 サバティカル制度の期間は、原則として3月以上1年以下の継続する期間とする。

- 2 サバティカル制度の期間における勤務場所は原則として学外とし、サバティカル制度の実施に必要な移動については、出張の手続を経るものとする。

（手続）

第4条 サバティカル制度の実施を希望する者は、所属する系長又は教育研究施設の長に対し、別記様式第1のサバティカル制度実施申請書により申し出なければならない。

- 2 系長又は教育研究施設の長は、関係する教育研究組織の長と連絡調整の上、前項の申出のあった者のうちから対象者を決定し、前項の申出を行った年度の12月末日までに、別記様式第2のサバティカル制度実施決定通知書により学長に報告するものとする。

（代替措置）

第5条 学長は、教育に係る業務に関し、全学的な代替措置が必要と認める場合は、経費の一部を負担することがある。

（給与）

第6条 サバティカル制度の期間中は通常の勤務をしたものとみなし、所定の給与及び支給要件を満たした手当を支給する。

（サバティカル制度期間中の兼業）

第7条 サバティカル制度期間中は兼業には従事できない。ただし、当該制度期間以前から継続して従事している場合又は特別の事由がある場合には、事前に学長の承認を得て兼業に従事することができる。

（報告書の提出）

第8条 サバティカル制度実施者は、サバティカル制度期間の終了後1月以内に、別記様式第3の調査研究成果報告書を所属する系長又は教育研究施設の長に提出するものとする。

（学長への報告等）

第9条 系長又は教育研究施設の長は、年度ごとのサバティカル制度の実施状況を学長に報告するとともに、当該組織の実績報告書等に記載するものとする。

(その他)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、サバティカル制度に関し必要な事項は、系又は教育研究施設が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程施行の際、現にサバティカル制度の実施許可を受けている者については、この法人規程によりサバティカル制度の実施が決定されたものとみなす。

附 則 (平27.3.26法人規程16号)

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程30号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1（第4条第1項関係）

サバティカル制度実施申請書

平成 年 月 日

殿

所属
職名
氏名 印

国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり、サバティカル制度の実施を申請します。

記

氏名	満年齢	歳	本学在職年数	年
	任期(※)		年月日～年月日	
関係教育組織				
サバティカル制度実施期間中に開設される授業科目・単位数				
サバティカル制度実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
調査研究場所				
調査研究概要				
当該教員不在時の支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・教育（授業、指導教員等） ・診療 ・管理運営（学内委員等）等 			
非常勤講師など代替措置が必要な担当科目・時間数と理由				

※ 大学教員の任期に関する規程及びテニユア・トラック制に関する規程の適用を受ける大学教員の場合は記載する。

別記様式第2（第4条第2項関係）

サバティカル制度実施決定通知書

平成 年 月 日

筑波大学長 殿

職名

氏名

国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり、サバティカル制度の実施者を決定しましたので報告します。

記

- 1 適用者氏名 (歳)
(規程第2条第1項第 号適用)
- 2 学内業務への対応方法
- 3 教育に関し、全学的な代替措置として非常勤講師措置希望の有無（有の場合は、理由明記）
- 4 添付書類
サバティカル制度実施申請書の写
- 5 その他

別記様式第3（第8条関係）

調 査 研 究 成 果 報 告 書

平成 年 月 日

殿

（サバティカル制度実施者）

所属（職名）

氏名

国立大学法人筑波大学大学教員のサバティカル制度の実施に関する規程第8条の規定に基づき、
下記のとおり、サバティカル制度の実施による調査研究成果を報告いたします。

記

サバティカル 制度の実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
調査研究場所	
調査研究成果	